

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：県産材流通対策費

事業名 木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 資源活用係 電話番号：058-272-1111 (内 3014)

E-mail：c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 34,955 千円 (前年度予算額：31,955 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	31,955	0	0	0	0	0	31,955	0	0
要求額	34,955	0	0	0	0	0	34,955	0	0
決定額	34,955	0	0	0	0	0	34,955	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成23年12月に「清流の国ぎふ森林環境税条例」が制定され、平成24年度から清流の国ぎふ森林・環境税により、環境保全林や里山林の整備、公共施設等における県産材の利用促進、地域が主体となった環境保全活動の推進など、各種事業に取り組んでいる。

こうした中、令和3年7月に開催された第三者機関「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」において、平成29年度から令和3年度の第2期の当事業は、「効果的に実施・執行されている」との評価を受けている。

(2) 事業内容

再生可能なエネルギーの一つである木質バイオマスの利用促進を図るため、第三者機関の評価を踏まえ、市町村や学校法人、社会福祉法人及び医療法人等が整備・管理する公共施設、多くの県民が利用する商業施設や観光・レジャー施設など普及効果の高い施設への木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪トープ等の導入に要する経費の一部を助成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】導入経費の1/2以内の額

上限（ボイラー：25,000千円/施設，ストーブ：500千円/台）

(4) 類似事業の有無

有 【類似事業】木質バイオマス加工流通施設等整備事業

予算要求事業は、公共施設や多くの県民が利用する商業施設等における木質ペレットストーブ等の比較的小規模な木質バイオマス利用施設の導入を目的としている。

類似事業は、事業費が5,000千円以上の比較的大規模な木質バイオマスの利用施設に加えて、木質燃料製造施設や移動式チップパー等の加工流通施設の双方の導入促進を目的としている。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	34,955	施設導入に係る経費×補助率（1/2）
合計	34,955	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第4期岐阜県森林づくり基本計画（令和4～8年度）

（C材、D材の搬出促進）

地域内での熱電併給や熱利用を拡大するため、燃料供給事業者と農業・商業等民間施設などの木質バイオマス利用施設のマッチングを支援します。

(2) 後年度の財政負担

財源は清流の国ぎふ森林・環境基金であり、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の第三期計画期間が終了する令和8年度まで実施する。

(3) 事業主体及びその妥当性

市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者（多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者等）、その他知事が認める者。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人、民間事業者（多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者、木質バイオマスボイラー等を利用し、多くの県民の利用が十分に見込まれる施設へ熱を供給する者）、その他知事が認める者
補助事業の概要	（目的）再生可能なエネルギーの一つである、木質バイオマスの利用促進を図り、環境にやさしい低炭素社会を構築することを目的とする。 （内容）木質資源利用ボイラー、ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入に要する経費の一部を助成する。
補助率・補助単価等	定額・ <u>定率</u> ・その他 （内容）導入経費の1/2以内の額 上限（ボイラー：25,000 千円/施設，ストーブ：500 千円/台） （理由）化石燃料を使用するボイラーやストーブとの価格差を補てんする補助率とした。より多くの事業者に補助するため、一般的な木質バイオマスストーブの設置費用に合わせて補助上限を500千円とした。
補助効果	・木質バイオマスエネルギーの利用促進による低炭素社会の構築 ・県内産の間伐材等未利用木材の利用による地域経済への波及
終期の設定	終期 令和 8 年度 （理由）清流の国ぎふ森林・環境基金事業の第三期計画期間の終期が令和 8 年度のため。

(事業目標)

- ・公共施設等普及効果の高い施設への木質バイオマス利用施設導入数の増加。
- ・木質バイオマスエネルギーの利用に対する県民の理解が深まり、木質バイオマス利用施設を活用したいと思う県民の増加。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名 ※導入数は累計	事業開始前 (R1)	R2 年度 実績	R3 年度 目標	R4 年度 目標	終期目標 (R8)	達成率
①ボイラー施設数	2 施設	3 施設	5 施設	1 施設	5 施設	60%

②薪・ペレットストーブ台数	104台	175台	208台	30台	150台	117%
---------------	------	------	------	-----	------	------

	H30年度	R元年度	R2年度
補助金交付実績	34,726千円	7,549千円	15,514千円

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<p>公共施設等において新たに木質資源利用ボイラー1施設と薪・ペレットストーブ71台が導入され、木質バイオマスエネルギーの利用促進と県民の木質バイオマス利用施設に対する理解に貢献。</p> <p>指標① 目標：4（累計） 実績：3（累計） 達成率：75%</p> <p>指標② 目標：80（累計） 実績：175（累計） 達成率：219%</p>
令和3年度	<p>令和5年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>
令和4年度	<p>令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断）</p> <p>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	地球温暖化防止対策や東日本大震災の教訓から、再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスエネルギーに対して期待が高まっており、事業の必要性は高い。
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）</p> <p>3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり）</p> <p>2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成）</p> <p>1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50~100%）</p> <p>0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）</p>	
(評価) 指①：1 指②：3	公共施設等において新たに木質資源利用ボイラー1施設と薪・ペレットストーブ71台の導入を支援した。事業の成果は上がっている。
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）</p> <p>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 2	昨年度と同様、引き続き啓発効果の高い公共施設及び多くの県民の利用が見込まれる民間施設への導入を支援する。

(今後の課題)

<p>木質バイオマス燃料の原料となる間伐材等未利用木材は、県全域に広く分散しており、また価格も安く収益性が低いことから、各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環（地産地消）システムづくりを推進する必要がある。</p>

(次年度の方向性)

木質バイオマスの利用は、環境への貢献のみならず、地域経済への波及や地場産業への振興といった効果もあり、地域振興にも大きく貢献している。
この事業を利用して木質バイオマス利用施設を導入する事業実施主体は増加しており、今後も引き続き、再生可能なエネルギーである木質バイオマスの利用促進を図るため、事業を継続していく必要がある。